

プログラム認証手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度（国家戦略・プロフェッショナル検定）「食の6次産業化プロデューサー（食 Pro.）」の実施に当たり、「育成プログラム」を認証する際の手続を定めるものとする。

(育成プログラムの実施主体)

第2条 育成プログラムの実施主体は、高等学校、大学（短期大学及び大学院を含む）、専修学校、各種学校その他の教育機関及び研修機関（民間主体を含む。以下「教育研修機関」という。）であって、「食の6次産業化プロデューサー レベル認定委員会」（以下「レベル認定委員会」という。）が定める「プログラム認証基準（「組織要件」及び「プログラム内容要件）」に規定する要件を満たす教育研修機関とする。

(育成プログラムの認証)

第3条 「食の6次産業化プロデューサー 事務局」（以下「事務局」という。）は、教育研修機関から育成プログラムの認証を受けたい旨の申請があった場合は、当該教育研修機関がプログラム認証基準に規定する要件に適合している旨を確認し、申請を受理する。

2 事務局は、当該育成プログラムの認証の可否について、プログラム認証基準に基づき一次審査を行い、その結果を認定審査員に提出する。

3 認定審査員は、レベル認定委員会からの付託を受け、プログラム内容要件に係る「育成プログラム学習内容認証基準」に基づき育成プログラムの内容を審査し認証の可否を決定する。レベル認定委員会は、必要に応じて審査結果の監査を行うことができる。

4 事務局は、育成プログラムが認証された場合においては、証書をもってその旨を当該教育研修機関に通知するものとし、認証されなかった場合においては、理由を付してその旨を当該教育研修機関に通知するものとする。

(育成プログラムの登録)

第4条 事務局は、認証を受けた育成プログラムについて登録を行い、当該育成プログラムを実施する教育研修機関の同意を得た上で当該プログラムの名称を公表する。

2 育成プログラムの認証に係る申請様式、新規認証審査手数料、変更審査手数料及び更新手数料は事務局が定めるものとし、その内容を「食の6次産業化プロデューサー運営委員会」（以下「運営委員会」という。）に報告する。

(育成プログラムの有効期間)

第5条 育成プログラムの認証の有効期間は、レベル認定委員会が「プログラム認証基準」において定める。

(育成プログラムの実施状況の報告徴収)

第6条 レベル認定委員会及び事務局は、育成プログラム認証を受けた教育研修機関に対して、育成プログラムの実施状況について、報告を求めることができる。

2 報告項目、報告形式及び具体的な時期については、事務局が定めるものとする。

(育成プログラムの認証の取消し)

第7条 レベル認定委員会は、育成プログラムの実施状況その他の事情を考慮して不適切と認めた場合は、当該育成プログラムの認証を取り消すことができる。この場合において、事務局は、育成プログラムの認証が取り消された旨を、運営委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、育成プログラムの認証手続その他の必要な事項については、事務局が定めるものとする。

附 則

1. 2012年12月28日 施行
2. 2015年4月1日 改定